

第 1 編 総則 第 2 章 工事費の積算 3)現場発生品及び支給品運搬 【頁数 | -46】

訂正前

3-2 現場発生品及び支給品運搬【SPK23040410】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.3 現場発生品及び支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：t)

トラック機種	DID 区間の有無	片道運搬距離
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 2t 級、吊能力 2.9t	無し	(表 2.4)
	有り	(表 2.5)
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 4～4.5t 級、 吊能力 2.9t	無し	(表 2.4)
	有り	(表 2.5)

(注) 1. 運搬距離が 65km を超える場合は別途考慮する。

2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途計上すること。

訂正後

3-2 現場発生品及び支給品運搬【SPK23040410】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.3 現場発生品及び支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：t)

トラック機種	DID 区間の有無	片道運搬距離
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 2t 級、吊能力 2.9t	無し	(表 3.4)
	有り	(表 3.5)
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 4～4.5t 級、 吊能力 2.9t	無し	(表 3.4)
	有り	(表 3.5)

(注) 1. 運搬距離が 65km を超える場合は別途考慮する。

2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途計上すること。

第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 3)コンクリートブロック積（張）工【頁数Ⅱ-115】

訂正前

3-6 緑化ブロック積【SPK23040041】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.20 緑化ブロック積 積算条件区分一覧

(積算単位：m²)

緑化ブロックの質量	裏込材規格	裏込材 10m ² 当り使用量	胴込・裏込コンクリート 規格	胴込・裏込コンクリート 10m ² 当り使用量
150kg/個未満	(表 3.7)	(表 3.21)	(表 3.9)	(表 3.22)
150kg/個以上				(表 3.23)

(注) 1. 上表は、緑化ブロック（勾配1割未満・ブロック質量980kg/個以下）の設置、裏込材（砕石）投入、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、胴込・裏込コンクリート打設、天端ブロック、客土投入・締固め、現場内小運搬（50mまで）の他、敷モルタル・目地モルタルの材料費及び設置手間、タンバ締固めの損料及び油脂類の費用、コンクリートバケット、コンクリートパイプレータ、電力に関する経費、型枠の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、緑化ブロック及び天端ブロックの材料費は含まない。

2. 裏込材、**胴込・裏込コンクリート**、客土材の材料ロスを含む。標準ロス率は、裏込材及び胴込・裏込コンクリートが**+0.1**とする。

3. 現場条件により足場が必要な場合は別途計上することが出来る。

4. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯（隔壁）、天端コンクリートは別途計上する。

(4. 参考図 4-1 調整コンクリート・小口止・天端コンクリート参照)

5. 緑化ブロック、天端ブロックの材料費は別途計上する。

訂正後

3-6 緑化ブロック積【SPK23040041】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.20 緑化ブロック積 積算条件区分一覧

(積算単位：m²)

緑化ブロックの質量	裏込材規格	裏込材 10m ² 当り使用量	胴込・裏込コンクリート 規格	胴込・裏込コンクリート 10m ² 当り使用量
150kg/個未満	(表 3.7)	(表 3.21)	(表 3.9)	(表 3.22)
150kg/個以上				(表 3.23)

(注) 1. 上表は、緑化ブロック（勾配1割未満・ブロック質量980kg/個以下）の設置、裏込材（砕石）投入、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、胴込・裏込コンクリート打設、天端ブロック、客土投入・締固め、現場内小運搬（50mまで）の他、敷モルタル・目地モルタルの材料費及び設置手間、タンバ締固めの損料及び油脂類の費用、コンクリートバケット、コンクリートパイプレータ、電力に関する経費、型枠の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、緑化ブロック及び天端ブロックの材料費は含まない。

2. 裏込材、**胴込・裏込コンクリート**、客土材の材料ロスを含む。標準ロス率は、裏込材及び胴込・裏込コンクリートが**+0.11**とする。

3. 現場条件により足場が必要な場合は別途計上することが出来る。

4. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯（隔壁）、天端コンクリートは別途計上する。

(4. 参考図 4-1 調整コンクリート・小口止・天端コンクリート参照)

5. 緑化ブロック、天端ブロックの材料費は別途計上する。

第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 3)コンクリートブロック積（張）工【頁数Ⅱ-123】

訂正前

3-15 現場打小口止コンクリート【SPK23040050】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.36現場打小口止コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m3)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表 3.34)	一般養生
	特殊養生（練炭）
	養生工なし

- (注) 1. 上表は、現場打ちによる天端コンクリート設置におけるコンクリート、型枠（製作・設置・撤去）、雑機械器具（電気ドリル、電気ノコギリ、コンクリート打設機器）の損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 生コンクリートの材料ロスを含む。（標準ロス率は、+0.07）
3. 特殊養生（ジェットヒータ養生）の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ編第4章1)コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ編 第2章18)目地・止水板設置工」により別途計上する。

訂正後

3-15 現場打小口止コンクリート【SPK23040050】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.36現場打小口止コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m3)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表 3.34)	一般養生
	特殊養生（練炭）
	養生工なし

- (注) 1. 上表は、コンクリート、型枠（製作・設置・撤去）、雑機械器具（電気ドリル、電気ノコギリ、コンクリート打設機器）の損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 生コンクリートの材料ロスを含む。（標準ロス率は、+0.07）
3. 特殊養生（ジェットヒータ養生）の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ編第4章1)コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ編 第2章18)目地・止水板設置工」により別途計上する。

第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 3)コンクリートブロック積（張）工【頁数Ⅱ-124】

訂正前

3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート【SPK23040051】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.38現場打横帯（隔壁）コンクリート 積算条件区分一覧 (積算単位：m3)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表 3.34)	一般養生
	特殊養生（練炭）
	養生工なし

- (注) 1. 上表は、現場打ちによる天端コンクリート設置におけるコンクリート、型枠（製作・設置・撤去）、雑機械器具（電気ドリル、電気ノコギリ、コンクリート打設機器）の損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 生コンクリートの材料ロスを含む。（標準ロス率は、+0.07）
3. 特殊養生（ジェットヒータ養生）の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ編第4章1)コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ編 第2章18)目地・止水板設置工」により別途計上する。

訂正後

3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート【SPK23040051】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3.38現場打横帯（隔壁）コンクリート 積算条件区分一覧 (積算単位：m3)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表 3.34)	一般養生
	特殊養生（練炭）
	養生工なし

- (注) 1. 上表は、コンクリート、型枠（製作・設置・撤去）、雑機械器具（電気ドリル、電気ノコギリ、コンクリート打設機器）の損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 生コンクリートの材料ロスを含む。（標準ロス率は、+0.07）
3. 特殊養生（ジェットヒータ養生）の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ編第4章1)コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ編 第2章18)目地・止水板設置工」により別途計上する。

第Ⅳ編 道路 第2章 付属施設 4)特殊ブロック設置工【頁数Ⅳ-108】

訂正前

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 3.2 特殊ブロック舗装 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	—	
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	ブロック工	
	R3	土木一般世話役	
	R4	特殊作業員	
材料	Z1	特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm	設置の場合
		特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm	
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

訂正後

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 3.2 特殊ブロック舗装 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	—	
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	ブロック工	
	R3	土木一般世話役	
	R4	特殊作業員	
材料	Z1	特殊ブロック 洗出平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 洗出平板 40cm×40cm×6cm	設置の場合
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
	市場単価	S	—

第Ⅳ編 道路 第7章 橋梁工 3)鋼橋架設工 【頁数Ⅳ-576】

訂正前

一部材質量 (t)	4 以下	8 以下	14 以下	20 以下
a	0.7	1.0	1.5	1.9
備考	$\text{一部材質量} = \frac{\text{主桁質量}}{\text{主桁架設回数}}$			

(注) 1. 本歩掛には、架設に伴う仮締めを含むが、地組及び支承擔付は別途計上する。また、落橋防止装置のうち鋼板が主体となっているものの取付歩掛を含む。

2. 本歩掛は、標準編成人員による架設作業である。

3. 橋体総質量は、「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」における「工数算定要素集計表」の加工鋼材質量の合計（本体及び本体と同様に集計する付属物の加工鋼材質量の合計）から排水装置の質量を除き、伸縮装置及び検査路（桁付・下部付）の加工鋼材質量を加算したものとする。

なお、鋼床版桁の場合は排水桁の鋼材質量を加算する。

4. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。

5. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は地組後の部材数を架設回数とする。

6. クレーン賃料、架設工具損料等は表 13.1 により別途計上する。

7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料費の費用であり、労務費の合計額に、表 6.1～表 6.3 の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

8. 日当り施工量 Dw は小数第 2 位を四捨五入し、第 1 位とする。

9. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、「第 IV 編 第 7 章 橋梁工 16) 橋梁排水管設置工」により別途計上する。

10. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。

11. 検査路架設における下部工のアンカー設置は、14. 検査路架設工(4)アンカーボルトの歩掛を適用する。

訂正後

付表-2 一部材質量による係数				
一部材質量 (t)	4 以下	8 以下	14 以下	20 以下
a	0.7	1.0	1.5	1.9
備考	$\text{一部材質量} = \frac{\text{主桁質量}}{\text{主桁架設回数}}$			

(注) 1. 本歩掛には、架設に伴う仮締めを含むが、地組及び支承擔付は別途計上する。また、落橋防止装置のうち鋼板が主体となっているものの取付歩掛を含む。

2. 本歩掛は、標準編成人員による架設作業である。

3. 橋体総質量は、「鋼道路橋数量集計マニュアル(案)」における「工数算定要素集計表」の加工鋼材質量の合計(本体及び本体と同様に集計する付属物の加工鋼材質量の合計)から排水装置の質量を除き、伸縮装置及び検査路(桁付・下部付)の加工鋼材質量を加算したものとする。

なお、鋼床版桁の場合は排水桁の鋼材質量を加算する。

4. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル(案)」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。

5. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は地組後の部材数を架設回数とする。

6. クレーン賃料、架設工具損料等は表 13.1 により別途計上する。

7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料費の費用であり、労務費の合計額に、表 6.1～表 6.3 の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。

8. 日当り施工量 D_w は小数第 2 位を四捨五入し、第 1 位とする。

9. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、「第 IV 編 第 7 章 橋梁工 16) 橋梁排水管設置工」により別途計上する。

10. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。

11. 検査路架設における下部工のアンカー設置は、「第 IV 編第 7 章 20) 橋梁検査路架設工 3-1 アンカーボルト設置歩掛」を適用する。

第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 5)コンクリートブロック積工【頁数Ⅵ-23】

訂正前

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。
- (3) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用出来る。
- (4) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- (5) 小口止コンクリートは、「第Ⅱ編 第4章コンクリート工」により別途計上する。
- (6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工」の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工により別途計上する。
- (7) 基礎・裏込碎石を施工する場合、基礎碎石は「第Ⅱ編 第2章2)基礎・裏込碎石工」、裏込碎石は「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。

訂正後

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。
- (3) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用出来る。
- (4) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- (5) 小口止コンクリートは、「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工の現場打小口止コンクリート」により別途計上する。
- (6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工」の現場打基礎コンクリート工及び現場打天端コンクリート工により別途計上する。
- (7) 基礎・裏込碎石を施工する場合、基礎碎石は「第Ⅱ編 第2章2)基礎・裏込碎石工」、裏込碎石は「第Ⅱ編 第2章3)コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。